

議案第47号

湯河原町に公営企業管理者を置かないための関係条例の整備 に関する条例の制定について

湯河原町に公営企業管理者を置かないための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

公営企業管理者を置かないこととすることに伴い、公営企業管理者に係る規定について関係する条例を整備するため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町に公営企業管理者を置かないための関係条例の整備に
関する条例

(湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第403号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第5条第1項中「ただし書」の次に「及び令第8条の2」を加え、「公営企業に公営企業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く」を「公営企業には管理者を置かない」に改め、同条第2項中「管理者」を「管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）」に改める。

第7条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第9条第1項中「管理者」を「町長」に、「町長に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第2項中「提出する」を「作成する」に改め、同項第3号中「管理者」を「町長」に改め、同条第3項中「提出する」を「作成する」に、「管理者」を「町長」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改める。

(湯河原町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第2条 湯河原町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和32年湯河原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第11項において準用する場合を含む。）」を削る。

(湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和34年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削る。

別表公営企業管理者の項を削る。

(湯河原町温泉事業条例の一部改正)

第4条 湯河原町温泉事業条例（昭和36年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「町」に、「者をいう」を「ものをいう」に改める。

第4条第1項中「管理者」を「町」に改め、同条第2項中「企業管理規程（以下「管理規程」という。）」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改める。

第5条中「管理者」を「町長」に改める。

第6条中「管理規程」を「規則」に改める。

第7条第1項中「管理者」を「町長」に、「の前段限度額」を「当該限度額」に改め、同条第2項中「の前段限度額」を「に規定する限度額」に改める。

第8条第1項中「管理者」を「町長」に、「管理規程」を「規則」に改める。

第9条第1号から第4号までの規定及び第15条中「管理者」を「町」に改める。

第16条中「管理者」を「町長」に改める。

第17条第1項中「管理者」を「町」に改め、同条第2項中「管理者が」を「町が」に、「管理者の」を「町長の」に改める。

第17条の2第1項中「管理者」を「町」に改め、同条第4項中「管理者」を「町長」に改める。

第18条ただし書中「管理者」を「町長」に改める。

第19条第1項中「管理者」を「町」に改め、同項ただし書中「管理規程」を「規則」に改め、同条第2項中「管理者」を「町」に、「管理規程」を「規則」に改める。

第20条中「管理規程」を「規則」に改める。

第21条第2項、第22条及び第24条中「管理者」を「町長」に改める。

第26条の表備考2中「管理規程」を「規則」に改める。

第28条の2及び第28条の3第1項中「管理者」を「町長」に改める。

第28条の4中「管理規程」を「規則」に改める。

第29条ただし書、第30条、第31条第2号、第50条、第51条及び第53条中「管理者」を「町長」に改める。

第66条中「管理者が」を「規則で」に改める。

(湯河原町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 湯河原町職員の旅費に関する条例（昭和39年湯河原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「、公営企業管理者」を削る。

第4条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に改める。

第14条第2項第2号中「、教育長及び公営企業管理者」を「及び教育長」に改める。

第15条中「第16条」を「次条」に改める。

第17条第1項、第26条第1号ア、第27条第1号ア及び第28条第1項中「、教育長及び公営企業管理者」を「及び教育長」に改める。

別表第1及び別表第3中「・公営企業管理者」を削る。

(湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年湯河原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「企業管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）」に改める。

第4条第3項中「管理者」を「町長」に改める。

(湯河原町公共下水道事業対策基金条例の一部改正)

第7条 湯河原町公共下水道事業対策基金条例（昭和49年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公営企業管理者」を「町長」に改める。

第7条中「公営企業管理者が」を「規則で」に改める。

(湯河原町下水道条例の一部改正)

第8条 湯河原町下水道条例（昭和59年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3号中「公営企業管理規程（以下「規程」という。）」を「規則」に改め、同条第5号中「規程」を「規則」に改める。

第2条の4第1号、第2条の5第2号及び第2条の7第5号中「規程」を「規則」に改める。

第3条第2号中「規程」を「規則」に改め、同条第3号中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）」に改め、同条第4号中「管理者」を「町長」に改める。

第5条第1項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改め、同条第2項中「管理者」を「町長」に改める。

第6条中「規程」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改める。

第7条第1項及び第8条中「管理者」を「町長」に改める。

第12条第1項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改める。

第13条、第14条及び第15条中「管理者」を「町長」に改める。

第16条第3項第1号ただし書中「管理者」を「町長」に改め、同項第2号中「規程」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改め、同項第3号中「規程」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改め、同項第4号中「管理者」を「町長」に改める。

第17条及び第18条中「管理者」を「町長」に改める。

第20条第1項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「町長」に改める。

第20条の2各号列記以外の部分、第21条及び第22条中「管理者」を「町

長」に改める。

第23条中「管理者」を「町長」に、「規程」を「規則」に改める。

第24条、第25条及び第26条第1項中「管理者」を「町長」に改める。

第27条中「規程」を「規則」に改める。

(湯河原町表彰条例の一部改正)

第9条 湯河原町表彰条例（平成8年湯河原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、教育長又は公営企業管理者」を「又は教育長」に改める。

(湯河原町水道事業給水条例の一部改正)

第10条 湯河原町水道事業給水条例（平成10年湯河原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）」に改める。

第5条から第11条までの規定中「管理者」を「町長」に改める。

第12条第3項中「管理者」を「町」に改める。

第13条から第16条までの規定中「管理者」を「町長」に改める。

第17条第1項中「管理者」を「町」に改める。

第18条から第21条までの規定、第23条第2項の表備考、第24条、第25条、第28条から第36条までの規定、第39条及び第40条中「管理者」を「町長」に改める。

第41条中「管理者が」を「規則で」に改める。

(湯河原町行政手続条例の一部改正)

第11条 湯河原町行政手続条例（平成10年湯河原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第5条第1項に規定する公営企業管理者」を「第2条に規定する公営企業」に改める。

(湯河原町職員倫理条例の一部改正)

第12条 湯河原町職員倫理条例（平成13年湯河原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、公営企業管理者」を削る。

(湯河原町情報公開条例の一部改正)

第13条 湯河原町情報公開条例（平成17年湯河原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」を「町長（公営企業管理者の権限を行う町長を

含む。)」に改め、「、公営企業管理者」を削る。

(湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

第14条 湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年湯河原町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第1項に規定する公営企業管理者」を「第2条に規定する公営企業」に改める。

(湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第15条 湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、教育委員会又は公営企業管理者」を「（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）又は教育委員会」に改める。

(湯河原町自治基本条例の一部改正)

第16条 湯河原町自治基本条例（平成18年湯河原町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「町長」を「町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）」に、「、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

第3条中「湯河原町町民憲章」の次に「(昭和61年湯河原町告示第8号)」を加える。

(湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第17条 湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成23年湯河原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公営企業管理者」を「管理者の職務を行う町長」に改め、「と、「規則」とあるのは「公営企業管理規程」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の湯河原町温泉事業条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町温泉事業条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に改正前の湯河原町温泉事業条例の規定により公営企業管理者

に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町温泉事業条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（湯河原町下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に改正前の湯河原町下水道条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町下水道条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。

5 施行日前に改正前の湯河原町下水道条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町下水道条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（湯河原町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

6 施行日前に改正前の湯河原町水道事業給水条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町水道事業給水条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。

7 施行日前に改正前の湯河原町水道事業給水条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町水道事業給水条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（湯河原町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

8 施行日前に改正前の湯河原町情報公開条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町情報公開条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。

9 施行日前に改正前の湯河原町情報公開条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町情報公開条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

10 施行日前に改正前の湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。

湯河原町に公営企業管理者を置かないための関係条例の整備に関する
条例新旧対照条文

○湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（法の適用範囲） 第4条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、温泉事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。 （組織） 第5条 法第7条ただし書の規定に基づき、<u>公営企業に公営企業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。</u> 2 法第14条の規定に基づき、<u>管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道課、温泉課及び下水道課を置く。</u> （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 （業務状況説明書類の提出） 第9条 <u>管理者は、公営企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。</u> 2 前項の業務の状況を説明する書	（法の適用範囲） 第4条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。<u>以下「令」という。</u>）第1条第2項の規定に基づき、温泉事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。 （組織） 第5条 法第7条ただし書及び<u>令第8条の2の規定に基づき、公営企業には管理者を置かない。</u> 2 法第14条の規定に基づき、<u>管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道課、温泉課及び下水道課を置く。</u> （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 （業務状況説明書類の提出） 第9条 <u>町長は、公営企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</u> 2 前項の業務の状況を説明する書	

現 行	改 正 後	備 考
類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>提出する書類</u>においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>提出する書類</u>においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、公営企業の経営状況を明らかにするため<u>管理者</u>が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出する</u>ことができなかった場合においては、<u>管理者</u>は、できるだけ速やかにこれを<u>提出</u>しなければならない。	類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>作成する書類</u>においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>作成する書類</u>においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、公営企業の経営状況を明らかにするため<u>町長</u>が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成する</u>ことができなかった場合においては、<u>町長</u>は、できるだけ速やかにこれを<u>作成</u>しなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正(第2条関係)

現 行	改 正 後	備 考
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) ― (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考																		
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給料及びその他の給与の額並びにその支給方法を定めるものとする。 (1) (略) (3) (略) (4) <u>公営企業管理者</u> 別表 (第2条関係) <table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>町長</td><td>592,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>540,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>500,000円</td></tr><tr><td><u>公営企業管理者</u></td><td><u>486,000円</u></td></tr></table>	職名	給料月額	町長	592,000円	副町長	540,000円	教育長	500,000円	<u>公営企業管理者</u>	<u>486,000円</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給料及びその他の給与の額並びにその支給方法を定めるものとする。 (1) (略) (3) (略) 別表 (第2条関係) <table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>町長</td><td>592,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>540,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>500,000円</td></tr></table> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	職名	給料月額	町長	592,000円	副町長	540,000円	教育長	500,000円	削る
職名	給料月額																			
町長	592,000円																			
副町長	540,000円																			
教育長	500,000円																			
<u>公営企業管理者</u>	<u>486,000円</u>																			
職名	給料月額																			
町長	592,000円																			
副町長	540,000円																			
教育長	500,000円																			

○湯河原町温泉事業条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（用語の定義） 第2条 （略） （1） （略） ― （7） （略） （8） 送湯施設使用者 <u>公営企業管理者（以下「管理者」という。）</u>と契約して送湯施設を使用している者をいう。 （9） （略） ― （12） （略） （流入契約の申出） 第4条 温泉所有者は温泉利用の合理化を図るため、<u>管理者</u>と契約して、送湯施設に温泉を流入することができる。 2 前項の温泉を流入しようとする者は、<u>企業管理規程（以下「管理規程」という。）</u>の定めるところにより、その旨を<u>管理者</u>に申し出なければならない。 （契約の締結） 第5条 <u>管理者</u>は、前条の申出により適当と認めるときは、当該温泉所有者と温泉の流入契約を締結することができる。 （温泉の価値量） 第6条 温泉の価値量は、流入量、温度及び泉質に基づき<u>管理規程</u>の定める評価系数により評価し、決定する。 （流入契約金） 第7条 第5条の規定により流入契約をする場合において、<u>管理者</u>は、源泉所有者に対し当該流入温泉を対象とした保証貸与温泉に係る保証金のうち2分の1を限度として融資のあっせんをし、又は予算の	（用語の定義） 第2条 （略） （1） （略） ― （7） （略） （8） 送湯施設使用者 <u>町</u>と契約して送湯施設を使用しているものをいう。 （9） （略） ― （12） （略） （流入契約の申出） 第4条 温泉所有者は温泉利用の合理化を図るため、<u>町</u>と契約して、送湯施設に温泉を流入することができる。 2 前項の温泉を流入しようとする者は、<u>規則</u>の定めるところにより、その旨を<u>町長</u>に申し出なければならない。 （契約の締結） 第5条 <u>町長</u>は、前条の申出により適当と認めるときは、当該温泉所有者と温泉の流入契約を締結することができる。 （温泉の価値量） 第6条 温泉の価値量は、流入量、温度及び泉質に基づき<u>規則</u>の定める評価系数により評価し、決定する。 （流入契約金） 第7条 第5条の規定により流入契約をする場合において、<u>町長</u>は、源泉所有者に対し当該流入温泉を対象とした保証貸与温泉に係る保証金のうち2分の1を限度として融資のあっせんをし、又は予算の	

現 行	改 正 後	備 考
範囲内で<u>の前段限度額</u>を超えない契約金を支払うことができる。 2 前項の<u>前段限度額</u>とは、流入量又は温泉の価値量に基づき配湯する量の保証金の2分の1を指すものとする。 (温泉買上料) 第8条 <u>管理者</u>は、流入契約により流入される温泉について、<u>管理規程</u>の定めるところにより、温泉買上料を支払うものとする。 2 (略) (源泉所有者の義務) 第9条 源泉所有者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 源泉の掃除及び修理は、<u>管理者</u>の指示する日程によらなければならない。ただし、特に必要があるときは、<u>管理者</u>の承諾を得て変更することができる。 (2) 源泉に異常のあるときは、直ちに<u>管理者</u>に報告しなければならない。 (3) <u>管理者</u>の源泉調査には協力しなければならない。 (4) 源泉及び源泉施設を修理又は改善することが適当であると認めるときは、<u>管理者</u>の指示に従って速やかに改善の措置を講じなければならない。 (5) (略) (6) (略) (賠償責任) 第15条 前条による配湯の制限、中止等のため、温泉使用者に損害が生じることがあっても、<u>管理者</u>は、その責めを負わない。 (配湯の申請及び保証金) 第16条 温泉の配湯を受け、又は配湯量の増量を受けようとする者	範囲内で<u>当該限度額</u>を超えない契約金を支払うことができる。 2 前項に規定する<u>限度額</u>とは、流入量又は温泉の価値量に基づき配湯する量の保証金の2分の1を指すものとする。 (温泉買上料) 第8条 <u>町長</u>は、流入契約により流入される温泉について、<u>規則</u>の定めるところにより、温泉買上料を支払うものとする。 2 (略) (源泉所有者の義務) 第9条 源泉所有者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 源泉の掃除及び修理は、<u>町</u>の指示する日程によらなければならない。ただし、特に必要があるときは、<u>町</u>の承諾を得て変更することができる。 (2) 源泉に異常のあるときは、直ちに<u>町</u>に報告しなければならない。 (3) <u>町</u>の源泉調査には協力しなければならない。 (4) 源泉及び源泉施設を修理又は改善することが適当であると認めるときは、<u>町</u>の指示に従って速やかに改善の措置を講じなければならない。 (5) (略) (6) (略) (賠償責任) 第15条 前条による配湯の制限、中止等のため、温泉使用者に損害が生じることがあっても、<u>町</u>は、その責めを負わない。 (配湯の申請及び保証金) 第16条 温泉の配湯を受け、又は配湯量の増量を受けようとする者	

現 行	改 正 後	備 考
は、別に定めるところにより<u>管理者</u>にその旨を申請し、許可を受けなければならない。 2 (略) 3 前項に規定するもののほか、<u>管理者</u>は、許可に際し必要な条件を付することができる。 (分湯装置の設置) 第17条 配湯のための分湯装置は、<u>管理者</u>が設置する。 2 分湯装置の管理は<u>管理者</u>が行い、使用者といえども<u>管理者</u>の許可なくして、分湯装置の調整等をしてはならない。 (メータの設置及び貸与) 第17条の2 配湯のための温泉メータ(以下「メータ」という。)は、<u>管理者</u>が設置し、温泉の使用者又は管理人若しくは給湯装置の所有者(以下「温泉使用者」という。)に保管させる。 2 (略) 3 (略) 4 保管者は、<u>管理者</u>の許可なくしてメータの調整をしてはならない。 (給湯装置費の負担区分) 第18条 給湯装置の新設改造又は撤去に要する費用は当該給湯装置を新設改造又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めるものについては、町において費用を負担することができる。 (給湯装置工事の施行等) 第19条 給湯装置の設計及び施行は<u>管理者</u>が行う。ただし、<u>管理規程</u>の定めるところにより公認業者に行わせることができる。 2 <u>管理者</u>が施行する工事費の算出方法及び工事施行については、<u>管</u>	は、別に定めるところにより<u>町長</u>にその旨を申請し、許可を受けなければならない。 2 (略) 3 前項に規定するもののほか、<u>町長</u>は、許可に際し必要な条件を付することができる。 (分湯装置の設置) 第17条 配湯のための分湯装置は、<u>町</u>が設置する。 2 分湯装置の管理は<u>町</u>が行い、使用者といえども<u>町長</u>の許可なくして、分湯装置の調整等をしてはならない。 (メータの設置及び貸与) 第17条の2 配湯のための温泉メータ(以下「メータ」という。)は、<u>町</u>が設置し、温泉の使用者又は管理人若しくは給湯装置の所有者(以下「温泉使用者」という。)に保管させる。 2 (略) 3 (略) 4 保管者は、<u>町長</u>の許可なくしてメータの調整をしてはならない。 (給湯装置費の負担区分) 第18条 給湯装置の新設改造又は撤去に要する費用は当該給湯装置を新設改造又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、<u>町長</u>が特に必要があると認めるものについては、町において費用を負担することができる。 (給湯装置工事の施行等) 第19条 給湯装置の設計及び施行は<u>町</u>が行う。ただし、<u>規則</u>の定めるところにより公認業者に行わせることができる。 2 <u>町</u>が施行する工事費の算出方法及び工事施行については、<u>規則</u>の	

現 行	改 正 後	備 考
<u>理規程</u>の定めるところによる。 （給湯装置の構造及び材質） 第20条 給湯装置の構造及び材質について必要な事項は、<u>管理規程</u>で定める。 （給湯装置の管理義務） 第21条 （略） 2 <u>管理者</u>は、管理上必要があると認めるときは、給湯装置を検査し、適当な措置を温泉使用者に指示することができる。 （使用者の届出義務） 第22条 温泉使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (1) （略） (5) （略） （温泉使用者台帳） 第24条 <u>管理者</u>は、温泉使用者を登録した温泉使用者台帳を調製しなければならない。 （使用料金） 第26条 （略） 温泉使用料金 （略） 備考 1 （略） 2 営業とは、旅館、寮保養所等の宿泊施設及び<u>管理規程</u>で定める施設が使用する場合をいう。 3 （略） （温泉使用量の認定） 第28条の2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉使用量を認定する。 (1) （略） (2) （略）	定めるところによる。 （給湯装置の構造及び材質） 第20条 給湯装置の構造及び材質について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 （給湯装置の管理義務） 第21条 （略） 2 町長は、管理上必要があると認めるときは、給湯装置を検査し、適当な措置を温泉使用者に指示することができる。 （使用者の届出義務） 第22条 温泉使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>町長</u>に届け出なければならない。 (1) （略） (5) （略） （温泉使用者台帳） 第24条 <u>町長</u>は、温泉使用者を登録した温泉使用者台帳を調製しなければならない。 （使用料金） 第26条 （略） 温泉使用料金 （略） 備考 1 （略） 2 営業とは、旅館、寮保養所等の宿泊施設及び<u>規則</u>で定める施設が使用する場合をいう。 3 （略） （温泉使用量の認定） 第28条の2 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉使用量を認定する。 (1) （略） (2) （略）	

現 行	改 正 後	備 考
(料金の算定) 第28条の3 従量制使用料金は、定例日(料金算定の基準としてあらかじめ<u>管理者</u>が定めた日をいう。)にメータの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。 2 (略) (施設負担金) 第28条の4 新規配湯及び配湯量の増量又は減量等により、分湯装置又はメータを新設又は変更するときは、<u>管理規程</u>の定めるところにより施設負担金を徴収する。 (手数料) 第29条 手数料は次に掲げる区分により申請者から申請の際、これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、申請後徴収することができる。徴収した手数料は還付しない。 (1) (略) (6) (略) (使用料金、手数料等の軽減又は免除) 第30条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない温泉使用料金、手数料その他の温泉使用に係る費用を軽減又は免除することができる。 (使用料金、手数料等の納期限) 第31条 温泉使用料金、手数料等の納期限は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>管理者</u>は、前号に規定する納	(料金の算定) 第28条の3 従量制使用料金は、定例日(料金算定の基準としてあらかじめ<u>町長</u>が定めた日をいう。)にメータの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、<u>町長</u>が必要と認めるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。 2 (略) (施設負担金) 第28条の4 新規配湯及び配湯量の増量又は減量等により、分湯装置又はメータを新設又は変更するときは、<u>規則</u>の定めるところにより施設負担金を徴収する。 (手数料) 第29条 手数料は次に掲げる区分により申請者から申請の際、これを徴収する。ただし、<u>町長</u>が特別の理由があると認めるときは、申請後徴収することができる。徴収した手数料は還付しない。 (1) (略) (6) (略) (使用料金、手数料等の軽減又は免除) 第30条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない温泉使用料金、手数料その他の温泉使用に係る費用を軽減又は免除することができる。 (使用料金、手数料等の納期限) 第31条 温泉使用料金、手数料等の納期限は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>町長</u>は、前号に規定する納期	

現 行	改 正 後	備 考
期限により難いと認めるときは、納期限をその都度定めることができる。 (3) (略) (給湯装置の基準違反に対する措置) 第50条 <u>管理者</u>は、給湯装置の構造及び材質が定められた基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給湯を停止することができる。 (温泉使用者等の義務違反に対する措置) 第51条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉の利用者に対しその理由の継続する間給湯を停止することができる。 (1) (略) ― (3) (略) 2 温泉の利用者がその契約又は許可に付された条件に違反したときは、<u>管理者</u>は、その契約を解除し、又は許可を取り消すことができる。 (給湯装置の切離し) 第53条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めるときは、給湯装置を切り離すことができる。 (1) (略) (2) (略) (委任) 第66条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	限により難いと認めるときは、納期限をその都度定めることができる。 (3) (略) (給湯装置の基準違反に対する措置) 第50条 <u>町長</u>は、給湯装置の構造及び材質が定められた基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給湯を停止することができる。 (温泉使用者等の義務違反に対する措置) 第51条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉の利用者に対しその理由の継続する間給湯を停止することができる。 (1) (略) ― (3) (略) 2 温泉の利用者がその契約又は許可に付された条件に違反したときは、<u>町長</u>は、その契約を解除し、又は許可を取り消すことができる。 (給湯装置の切離し) 第53条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めるときは、給湯装置を切り離すことができる。 (1) (略) (2) (略) (委任) 第66条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置)	

現 行	改 正 後	備 考
	2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の湯河原町温泉事業条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町温泉事業条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。 3 施行日前に改正前の湯河原町温泉事業条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町温泉事業条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。 (湯河原町下水道条例の一部改正に伴う経過措置) 4 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町職員の旅費に関する条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) (略) ― (6) (略) (7) 職員 町長、副町長、教育長、<u>公営企業管理者</u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項の規定により同法が適用される一般職の職員をいう。 (8) (略) ― (11) (略) 2 (略) 3 (略) （旅行命令等） 第4条 (略) 2 (略) 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は<u>第5条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。 4 (略) 5 (略) （在勤地外の旅行の旅費） 第14条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>が、前号に規定する線路で、特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定す	（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) (略) ― (6) (略) (7) 職員 町長、副町長、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項の規定により同法が適用される一般職の職員をいう。 (8) (略) ― (11) (略) 2 (略) 3 (略) （旅行命令等） 第4条 (略) 2 (略) 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は<u>次条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。 4 (略) 5 (略) （在勤地外の旅行の旅費） 第14条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 町長、副町長<u>及び教育長</u>が、前号に規定する線路で、特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金又は	

現 行	改 正 後	備 考
る急行料金又は特別急行料金のほか、特別車両料金 (県外旅行の旅費) 第15条 県外旅行の旅費は、<u>第16条</u>から第21条の3までに規定する旅費とする。ただし、旅行の目的地が県内（県内旅行の地域をいう。以下同じ。）にもある場合には、在勤庁から県内における目的地までの旅行又は県内における目的地から在勤庁までの旅行について支給する旅費は、県内旅行の旅費による。 (船賃) 第17条 (略) (1) (略) ア 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>については、上級の運賃 イ (略) (2) (略) (3) (略) (4) 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>が特別船室料金、その他船室の特別の設備を利用するための料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前3号に規定する運賃のほか、当該料金(寝台料金を除く) (5) (略) (6) 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>又は4級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 2 (略) (鉄道賃)	特別急行料金のほか、特別車両料金 (県外旅行の旅費) 第15条 県外旅行の旅費は、<u>次条</u>から第21条の3までに規定する旅費とする。ただし、旅行の目的地が県内（県内旅行の地域をいう。以下同じ。）にもある場合には、在勤庁から県内における目的地までの旅行又は県内における目的地から在勤庁までの旅行について支給する旅費は、県内旅行の旅費による。 (船賃) 第17条 (略) (1) (略) ア 町長、副町長<u>及び教育長</u>については、上級の運賃 イ (略) (2) (略) (3) (略) (4) 町長、副町長<u>及び教育長</u>が特別船室料金、その他船室の特別の設備を利用するための料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前3号に規定する運賃のほか、当該料金(寝台料金を除く) (5) (略) (6) 町長、副町長<u>及び教育長</u>又は4級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 2 (略) (鉄道賃)	

現 行	改 正 後	備 考
第26条 (略) (1) (略) ア 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>については、最上級の運賃 イ (略) (2) (略) ― (4) (略) (船賃) 第27条 (略) (1) (略) ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>については中級の運賃、7級以下の職務にある者については下級の運賃 イ (略) (2) (略) (3) (略) (航空賃及び車賃) 第28条 (略) (1) (略) ア 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>については、最上級の運賃 イ (略) (2) (略) (3) 町長、副町長、<u>教育長及び公営企業管理者</u>が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃 2 (略) 別表第1 (第19条、第20条、第21条、第21条の3関係) 日当、宿泊料及び食事料	第26条 (略) (1) (略) ア 町長、副町長<u>及び教育長</u>については、最上級の運賃 イ (略) (2) (略) ― (4) (略) (船賃) 第27条 (略) (1) (略) ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、町長、副町長<u>及び教育長</u>については中級の運賃、7級以下の職務にある者については下級の運賃 イ (略) (2) (略) (3) (略) (航空賃及び車賃) 第28条 (略) (1) (略) ア 町長、副町長<u>及び教育長</u>については、最上級の運賃 イ (略) (2) (略) (3) 町長、副町長<u>及び教育長</u>が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃 2 (略) 別表第1 (第19条、第20条、第21条、第21条の3関係) 日当、宿泊料及び食事料	

現 行				改 正 後				備 考
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	
町長・副町長・教育長・ <u>公営企業管理者</u>	(略)	(略)	(略)	町長・副町長・教育長	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
別表第3（第29条、第30条、第32条関係） 外国旅行の旅費 1 日当、宿泊料及び食事料				別表第3（第29条、第30条、第32条関係） 外国旅行の旅費 1 日当、宿泊料及び食事料				
区分	日当(1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	区分	日当(1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	
	(略)	(略)			(略)	(略)		
町長・副町長・教育長・ <u>公営企業管理者</u>	(略)	(略)	(略)	町長・副町長・教育長	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1 (略) 2 (略) 2 支度料及び死亡手当				備考 1 (略) 2 (略) 2 支度料及び死亡手当				
区分	支度料	死亡手当		区分	支度料	死亡手当		
	(略)				(略)			
町長・副町長・教育長・ <u>公営企業管理者</u>	(略)	(略)		町長・副町長・教育長	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
附 則				附 則				

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	(施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第6条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（給与額決定の基準） 第3条 （略） 2 特殊勤務手当の額は、企業の特殊性及び実態を考慮して<u>公営企業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が定める。 （会計年度任用職員の給与及び費用弁償） 第4条 （略） 2 （略） 3 第1項各号の職員の給与及び前項の費用弁償の額は、湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯河原町条例第13号）を規準として<u>管理者</u>が定める。	（給与額決定の基準） 第3条 （略） 2 特殊勤務手当の額は、企業の特殊性及び実態を考慮して<u>企業管理者の職務を行う町長</u>（以下「<u>町長</u>」という。）が定める。 （会計年度任用職員の給与及び費用弁償） 第4条 （略） 2 （略） 3 第1項各号の職員の給与及び前項の費用弁償の額は、湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯河原町条例第13号）を規準として<u>町長</u>が定める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 （湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置） 2 （略） ― （湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 10 （略）	

○湯河原町公共下水道事業対策基金条例の一部改正（第7条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(繰替運用) 第6条 <u>公営企業管理者</u>は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>公営企業管理者</u>が定める。	(繰替運用) 第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町下水道条例の一部改正（第8条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準） 第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>公営企業管理規程</u>（以下「<u>規程</u>」という。）で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) (略) (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規程</u>で定める措置が講ぜられていること。 （排水施設の構造の基準） 第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規程</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2) (略) ― (5) (略) （処理施設の構造の基準） 第2条の5 第2条の3に定めるも	（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準） 第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) (略) (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。 （排水施設の構造の基準） 第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2) (略) ― (5) (略) （処理施設の構造の基準） 第2条の5 第2条の3に定めるも	

現 行	改 正 後	備 考
ののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置が講ぜられていること。 (終末処理場の維持管理に関する基準) 第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) (略) ― (4) (略) (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置を講ずること。 (排水設備の新設等の基準) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事実施方法で<u>規程</u>で定めるものによること。	ののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。 (終末処理場の維持管理に関する基準) 第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) (略) ― (4) (略) (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。 (排水設備の新設等の基準) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事実施方法で<u>規則</u>で定めるものによること。	

現 行	改 正 後	備 考
(3) 汚水のみを排除すべき排水 管の内径及び勾配は、<u>公営企業 管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。) が特別の理由があると認めた 場合を除き、次の表に定めると ころによるものとし、排水渠の 断面積は、同表の左欄の区分に 応じそれぞれ同表の中欄に掲 げる内径の排水管と同程度以 上の流下能力のあるものとし ること。ただし、一つの建築物 から排除される汚水の一部を 排除すべき排水管で延長 3 メートル以下のものの内径は、 75ミリメートル以上とすること ができる。 (略) (4) 雨水を排除すべき排水管の 内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別 の理由があると認めた場合を 除き、次の表に定めるところに よるものとし、排水渠の断面積 は、同表の左欄の区分に応じそ れぞれ同表の中欄に掲げる内 径の排水管と同程度以上の流 下能力のあるものとしること。 ただし、一つの敷地から排除さ れる雨水の一部を排除すべき 排水管で延長が 3 メートル以 下のものの内径は、75ミリメー トル以上とすることができる。 (略) (排水設備等の計画の確認) 第 5 条 排水設備又はこれに接続す る除害施設(以下「排水設備等」と いう。)の新設等の工事を行おう とする者は、あらかじめ、その計画 が排水設備等の設置及び構造に関 する法令の規定に適合するもので あることについて、<u>規程</u>で定める	(3) 汚水のみを排除すべき排水 管の内径及び勾配は、<u>管理者の 職務を行う町長</u> (以下「<u>町長</u>」 という。) が特別の理由がある と認めた場合を除き、次の表に 定めるところによるものとし、 排水渠の断面積は、同表の左欄 の区分に応じそれぞれ同表の 中欄に掲げる内径の排水管と 同程度以上の流下能力のある ものとしること。ただし、一つ の建築物から排除される汚水 の一部を排除すべき排水管で 延長 3 メートル以下のものの 内径は、75ミリメートル以上と することができる。 (略) (4) 雨水を排除すべき排水管の 内径及び勾配は、<u>町長</u>が特別の 理由があると認めた場合を除 き、次の表に定めるところによ るものとし、排水渠の断面積 は、同表の左欄の区分に応じそ れぞれ同表の中欄に掲げる内 径の排水管と同程度以上の流 下能力のあるものとしること。 ただし、一つの敷地から排除さ れる雨水の一部を排除すべき 排水管で延長が 3 メートル以 下のものの内径は、75ミリメー トル以上とすることができる。 (略) (排水設備等の計画の確認) 第 5 条 排水設備又はこれに接続す る除害施設(以下「排水設備等」と いう。)の新設等の工事を行おう とする者は、あらかじめ、その計画 が排水設備等の設置及び構造に関 する法令の規定に適合するもので あることについて、<u>規則</u>で定める	

現 行	改 正 後	備 考
ところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。 2 前項により確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、その旨を<u>管理者</u>に届け出ることによってこれに代えることができる。 (排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、別に<u>規程</u>で定めるところにより、排水設備等の工事に関し<u>管理者</u>が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者(以下「責任技術者」という。)を選任する業者として、<u>管理者</u>が指定した指定下水道工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完成したその日から5日以内に<u>管理者</u>に届け出て検査を受けなければならない。 2 (略) (既設排水施設の認定) 第8条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、<u>管理者</u>の認定を受けなければならない。 (使用開始等の届出) 第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者	ところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>町長</u>の確認を受けなければならない。 2 前項により確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>町長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、その旨を<u>町長</u>に届け出ることによってこれに代えることができる。 (排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、別に<u>規則</u>で定めるところにより、排水設備等の工事に関し<u>町長</u>が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者(以下「責任技術者」という。)を選任する業者として、<u>町長</u>が指定した指定下水道工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完成したその日から5日以内に<u>町長</u>に届け出て検査を受けなければならない。 2 (略) (既設排水施設の認定) 第8条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、<u>町長</u>の認定を受けなければならない。 (使用開始等の届出) 第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者	

現 行	改 正 後	備 考
は、<u>規程</u>で定めるところにより、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りでない。 2 (略) (悪質下水の排除の開始等の届出) 第13条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の10若しくは同令第9条の11第1項第3号若しくは第4号に定める基準に適合しない水質(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質並びに供用開始の時期を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 3 (略) (使用者の変更の届出) 第14条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者が、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (使用料の徴収) 第15条 (略) 2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について納入通知書又は預金口座自動振替の方法により毎使用月の翌月末までに納入しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、この限りでない。 3 (略)	は、<u>規則</u>で定めるところにより、遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りでない。 2 (略) (悪質下水の排除の開始等の届出) 第13条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の10若しくは同令第9条の11第1項第3号若しくは第4号に定める基準に適合しない水質(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質並びに供用開始の時期を<u>町長</u>に届け出なければならない。 2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、<u>町長</u>に届け出なければならない。 3 (略) (使用者の変更の届出) 第14条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者が、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (使用料の徴収) 第15条 (略) 2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について納入通知書又は預金口座自動振替の方法により毎使用月の翌月末までに納入しなければならない。ただし、<u>町長</u>が必要と認めたときは、この限りでない。 3 (略)	

現 行	改 正 後	備 考
4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、<u>管理者</u>は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他<u>管理者</u>が必要と認めたときに行う。 (使用料の算定方法) 第16条 (略) 2 (略) 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は<u>規程</u>で定める基準により<u>管理者</u>が認定する。 (3) 温泉水を使用した場合は、その使用水量とし、<u>規程</u>で定める基準により<u>管理者</u>が認定する。 (4) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びそ	4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、<u>町長</u>は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他<u>町長</u>が必要と認めたときに行う。 (使用料の算定方法) 第16条 (略) 2 (略) 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>町長</u>が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は<u>規則</u>で定める基準により<u>町長</u>が認定する。 (3) 温泉水を使用した場合は、その使用水量とし、<u>規則</u>で定める基準により<u>町長</u>が認定する。 (4) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びそ	

現 行	改 正 後	備 考
の算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に<u>管理者</u>に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、その申告書の記載を勘案し、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (資料の提出) 第17条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために必要と認めたときは、使用者から資料の提出を求めることができる。 (行為の許可) 第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付し、<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) (略) (2) (略) (占用) 第20条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「<u>占用物件</u>」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、<u>規程</u>で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、<u>占用物件</u>の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって<u>占用の許可</u>とみなす。 (1) (略)	の算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に<u>町長</u>に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、<u>町長</u>は、その申告書の記載を勘案し、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (資料の提出) 第17条 <u>町長</u>は、使用料を算出するために必要と認めたときは、使用者から資料の提出を求めることができる。 (行為の許可) 第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付し、<u>町長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) (略) (2) (略) (占用) 第20条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「<u>占用物件</u>」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して<u>町長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、<u>占用物件</u>の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって<u>占用の許可</u>とみなす。 (1) (略)	

現 行	改 正 後	備 考
(7) (略) 2 (略) (占有許可の基準) 第20条の2 <u>管理者</u>は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の3に規定する物件(以下「電線等」という。)の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。 (1) (略) ― (6) (略) (原状回復) 第21条 第20条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。 2 <u>管理者</u>は、第20条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は現状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 (手数料の徴収) 第22条 <u>管理者</u>は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) (略) (2) (略)	(7) (略) 2 (略) (占有許可の基準) 第20条の2 <u>町長</u>は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の3に規定する物件(以下「電線等」という。)の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。 (1) (略) ― (6) (略) (原状回復) 第21条 第20条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると<u>町長</u>が認めたときは、この限りでない。 2 <u>町長</u>は、第20条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は現状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 (手数料の徴収) 第22条 <u>町長</u>は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) (略) (2) (略)	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略) (使用料の減免) 第23条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認める者に対しては、<u>規程</u>で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (費用の負担) 第24条 管理者が、使用者の特別の必要により公共ます及び取付管の新設等を行ったときは、当該使用者は、その新設等に要した費用を負担しなければならない。 (管理人及び代表者) 第25条 排水設備等の所有者が、町内に住所又は居所を有しないときは、この条例に定める事項を処理させることができる者を管理人と定め、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 2 排水設備等を共有若しくは共用する者又は給水装置を共有する者若しくは共用給水装置による使用者は、この条例に定める事項を処理させるために代表者を定め、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 3 <u>管理者</u>は、前2項の届出のあった管理人及び代表者を適当でないと認めたときは、変更させることができる。 (排水区域外の使用) 第26条 <u>管理者</u>は、排水区域外のものにあっても、公共下水道の管理上支障がない場合において特に必要があると認めたときは、公共下水道の使用を許可することができる。 2 (略) (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要	2 (略) (使用料の減免) 第23条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認める者に対しては、<u>規則</u>で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (費用の負担) 第24条 <u>町長</u>が、使用者の特別の必要により公共ます及び取付管の新設等を行ったときは、当該使用者は、その新設等に要した費用を負担しなければならない。 (管理人及び代表者) 第25条 排水設備等の所有者が、町内に住所又は居所を有しないときは、この条例に定める事項を処理させることができる者を管理人と定め、<u>町長</u>に届け出なければならない。 2 排水設備等を共有若しくは共用する者又は給水装置を共有する者若しくは共用給水装置による使用者は、この条例に定める事項を処理させるために代表者を定め、<u>町長</u>に届け出なければならない。 3 <u>町長</u>は、前2項の届出のあった管理人及び代表者を適当でないと認めたときは、変更させることができる。 (排水区域外の使用) 第26条 <u>町長</u>は、排水区域外のものにあっても、公共下水道の管理上支障がない場合において特に必要があると認めたときは、公共下水道の使用を許可することができる。 2 (略) (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要	

現 行	改 正 後	備 考
な事項は、<u>規程</u>で定める。	な事項は、<u>規則</u>で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) 3 (略) (湯河原町下水道条例の一部改正に伴う経過措置) 4 施行日前に改正前の湯河原町下水道条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町下水道条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。 5 施行日前に改正前の湯河原町下水道条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町下水道条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。 (湯河原町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置) 6 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町表彰条例の一部改正（第9条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(功労表彰) 第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その功績が特に顕著な者について町長が表彰する。 (1) (略) (2) (略) (3) 副町長、教育長又は公営企業管理者の職にあって12年以上在職し、退職した者 (4) (略) (7) (略) 2 (略)	(功労表彰) 第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その功績が特に顕著な者について町長が表彰する。 (1) (略) (2) (略) (3) 副町長又は教育長の職にあって12年以上在職し、退職した者 (4) (略) (7) (略) 2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町水道事業給水条例の一部改正（第10条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（給水装置の定義） 第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>公営企業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 （給水装置の新設等の申込み） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。 （新設等の費用負担） 第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めるものについては、町においてその費用を負担することができる。 （工事の施行） 第7条 給水装置工事は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u>が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。	（給水装置の定義） 第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>管理者の職務を行う町長</u>(以下「<u>町長</u>」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 （給水装置の新設等の申込み） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、<u>町長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>町長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。 （新設等の費用負担） 第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、<u>町長</u>が特に必要があると認めるものについては、町においてその費用を負担することができる。 （工事の施行） 第7条 給水装置工事は、<u>町長</u>又は<u>町長</u>が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ<u>町長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>町長</u>の工事検査を受けなければならない。	

現 行	改 正 後	備 考
3 第1項の規定により<u>管理者</u>が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (給水管及び給水用具の指定) 第8条 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3 (略) (工事費の算出方法) 第9条 <u>管理者</u>が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。 (1) (略) ┆ (6) (略) 2 (略) 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に<u>管理者</u>が定める。 (工事費の予納) 第10条 <u>管理者</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が、その必要がないと認める工事については、この限りでない。	3 第1項の規定により<u>町長</u>が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (給水管及び給水用具の指定) 第8条 <u>町長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 <u>町長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3 (略) (工事費の算出方法) 第9条 <u>町長</u>が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。 (1) (略) ┆ (6) (略) 2 (略) 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に<u>町長</u>が定める。 (工事費の予納) 第10条 <u>町長</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、<u>町長</u>が、その必要がないと認める工事については、この限りでない。	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略) (給水装置の変更等の工事) 第11条 <u>管理者</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。 (給水の原則) 第12条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、<u>管理者</u>は、その責めを負わない。 (給水契約の申込み) 第13条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ、<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。 (給水装置の所有者の代理人) 第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は<u>管理者</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。 (管理人の選定) 第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) その他<u>管理者</u>が必要と認める者 2 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させるこ	2 (略) (給水装置の変更等の工事) 第11条 <u>町長</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。 (給水の原則) 第12条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、<u>町</u>は、その責めを負わない。 (給水契約の申込み) 第13条 水道を使用しようとする者は、<u>町長</u>が定めるところにより、あらかじめ、<u>町長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。 (給水装置の所有者の代理人) 第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は<u>町長</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。 (管理人の選定) 第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>町長</u>に届け出なければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) その他<u>町長</u>が必要と認める者 2 <u>町長</u>は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させること	

現 行	改 正 後	備 考
とができる。 (水道メーターの設置) 第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、<u>管理者</u>が定める。 (メーターの貸与) 第17条 メーターは、<u>管理者</u>が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。 2 (略) 3 (略) (水道の利用中止、変更等の届出) 第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (1) (略) ― (3) (略) 2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (1) (略) ― (4) (略) (私設消火栓の利用) 第19条 (略) 2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、<u>管理者</u>の指定する町職員の立会いを要する。 (水道利用者等の管理上の責任) 第20条 水道利用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない	とができる。 (水道メーターの設置) 第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>町長</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、<u>町長</u>が定める。 (メーターの貸与) 第17条 メーターは、<u>町</u>が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。 2 (略) 3 (略) (水道の利用中止、変更等の届出) 第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、<u>町長</u>に届け出なければならない。 (1) (略) ― (3) (略) 2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、<u>町長</u>に届け出なければならない。 (1) (略) ― (4) (略) (私設消火栓の利用) 第19条 (略) 2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、<u>町長</u>の指定する町職員の立会いを要する。 (水道利用者等の管理上の責任) 第20条 水道利用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに<u>町長</u>に届け出なければならない	

現 行	改 正 後	備 考		
ない。 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。 3 (略) (給水装置及び水質の検査) 第21条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。 2 (略) (料金) 第23条 (略) 2 一般用で前項の規定による料金の徴収をすることができないものについては、世帯人員による定額料金とし、次の表に定める額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を徴収する。 <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 一般用で世帯人員のないもの及び営業用に使用する料金は、<u>管理者</u>が別に定める。 (料金の算定) 第24条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ<u>管理者</u>が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。 2 前項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、定例日以外の日又は隔月に点検を行うことができる。 (使用水量の認定) 第25条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定	(略)	い。 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>町長</u>が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。 3 (略) (給水装置及び水質の検査) 第21条 <u>町長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。 2 (略) (料金) 第23条 (略) 2 一般用で前項の規定による料金の徴収をすることができないものについては、世帯人員による定額料金とし、次の表に定める額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を徴収する。 <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 一般用で世帯人員のないもの及び営業用に使用する料金は、<u>町長</u>が別に定める。 (料金の算定) 第24条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ<u>町長</u>が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。 2 前項の規定にかかわらず、<u>町長</u>が必要と認めるときは、定例日以外の日又は隔月に点検を行うことができる。 (使用水量の認定) 第25条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該	(略)	
(略)				
(略)				

現 行	改 正 後	備 考
する。 (1) (略) (3) (略) (臨時使用の場合の概算料金の前納) 第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、<u>管理者</u>が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 (略) (料金の徴収方法) 第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要があると認めるときは、予納又は2月分をまとめて徴収することができる。 2 (略) (手数料) 第30条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認める申込者からは、申込後、徴収することができる。 (1) (略) (6) (略) (水道利用加入金) 第31条 <u>管理者</u>は、給水装置の新設工事又は改造工事(量水器の口径を増すものに限る。以下同じ。)の申請者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を水道利用加入金(以下「加入金」	る。 (1) (略) (3) (略) (臨時使用の場合の概算料金の前納) 第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、<u>町長</u>が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 (略) (料金の徴収方法) 第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、<u>町長</u>が必要があると認めるときは、予納又は2月分をまとめて徴収することができる。 2 (略) (手数料) 第30条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>町長</u>が特別の理由があると認める申込者からは、申込後、徴収することができる。 (1) (略) (6) (略) (水道利用加入金) 第31条 <u>町長</u>は、給水装置の新設工事又は改造工事(量水器の口径を増すものに限る。以下同じ。)の申請者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を水道利用加入金(以下「加入金」	

現 行	改 正 後	備 考
という。)として徴収する。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 5 (略) (料金、手数料、加入金等の軽減又は免除) 第32条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減又は免除することができる。 (給水装置の検査等) 第33条 <u>管理者</u>は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。 (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、	という。)として徴収する。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 5 (略) (料金、手数料、加入金等の軽減又は免除) 第32条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減又は免除することができる。 (給水装置の検査等) 第33条 <u>町長</u>は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。 (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又	

現 行	改 正 後	備 考
又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (給水の停止) 第35条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) (略) ― (4) (略) (給水装置の切離し) 第36条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。 (1) (略) (2) (略) (町の責務) 第39条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。 2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務) 第40条 (略) 2 前項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。 (委任) 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (給水の停止) 第35条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) (略) ― (4) (略) (給水装置の切離し) 第36条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。 (1) (略) (2) (略) (町の責務) 第39条 <u>町長</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。 2 <u>町長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務) 第40条 (略) 2 前項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、<u>町長</u>の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。 (委任) 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 附 則	

現 行	改 正 後	備 考
	(施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) 5 (略) (湯河原町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置) 6 施行日前に改正前の湯河原町水道事業給水条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町水道事業給水条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。 7 施行日前に改正前の湯河原町水道事業給水条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町水道事業給水条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。 (湯河原町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置) 8 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町行政手続条例の一部改正（第11条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) ― (5) (略) (6) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される湯河原町の執行機関、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）<u>第5条第1項に規定する公営企業管理者又は湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年湯河原町条例第19号）第2条に規定する消防本部及び消防署若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u> (7) (略) (8) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) ― (5) (略) (6) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される湯河原町の執行機関、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）<u>第2条に規定する公営企業又は湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年湯河原町条例第19号）第2条に規定する消防本部及び消防署若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u> (7) (略) (8) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) ― (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町職員倫理条例の一部改正（第12条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（倫理審査会） 第7条 （略） 2 審査会は、副町長、<u>公営企業管理者</u>、参事、消防長及び議会事務局長をもって組織する。 3 （略）	（倫理審査会） 第7条 （略） 2 審査会は、副町長、参事、消防長及び議会事務局長をもって組織する。 3 （略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 （湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置） 2 （略） ― （湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 10 （略）	

○湯河原町情報公開条例の一部改正（第13条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、<u>町長、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。 2 (略)	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、<u>町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）</u>、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) 7 (略) (湯河原町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置) 8 施行日前に改正前の湯河原町情報公開条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町情報公開条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。 9 施行日前に改正前の湯河原町情報公開条例の規定により公営企業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後町長が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の湯河原町情報公開条例の規定により町長に対してなされた請求その他の行為とみなす。 (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正（第14条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される湯河原町の執行機関、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）第5条第1項に規定する公営企業管理者又は湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年湯河原町条例第19号）第2条に規定する消防本部及び消防署若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される湯河原町の執行機関、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）第2条に規定する公営企業又は湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年湯河原町条例第19号）第2条に規定する消防本部及び消防署若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正（第15条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（指定管理者の公募等） 第2条 町長、<u>教育委員会又は公営企業管理者</u>（以下「町長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。 (1) (略) ┆ (7) (略) 2 (略)	（指定管理者の公募等） 第2条 町長（<u>公営企業管理者の権限を行う町長を含む。</u>）又は<u>教育委員会</u>（以下「町長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。 (1) (略) ┆ (7) (略) 2 (略) 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 （湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置） 2 (略) ┆ （湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 10 (略)	

○湯河原町自治基本条例の一部改正（第16条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者</u>をいう。 (3) (略) (自治の基本理念) 第3条 自治は、町民、議会及び町が、湯河原町町民憲章の精神を尊重するとともに、それぞれに果たすべき責任を自覚し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めることを基本とする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 町 <u>町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び<u>固定資産評価審査委員会</u>をいう。 (3) (略) (自治の基本理念) 第3条 自治は、町民、議会及び町が、湯河原町町民憲章（<u>昭和61年湯河原町告示第8号</u>）の精神を尊重するとともに、それぞれに果たすべき責任を自覚し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めることを基本とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 (略)	

○湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正（第17条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(読替え) 第6条 湯河原町公営企業に係る諸収入金（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第1項第4号に規定する過料を除く。）については、この条例中「町長」とあるのは「<u>公営企業管理者</u>」と、「規則」とあるのは「<u>公営企業管理規程</u>」と読み替えるものとする。	(読替え) 第6条 湯河原町公営企業に係る諸収入金（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第1項第4号に規定する過料を除く。）については、この条例中「町長」とあるのは「<u>管理者の職務を行う町長</u>」と読み替えるものとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。 (湯河原町温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置) 2 (略) ― 9 (略) (湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 施行日前に改正前の湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の規定により公営企業管理者がした処分その他の行為は、改正後の湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例の規定により町長がした処分その他の行為とみなす。	